特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
25	住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
亀山市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名
亀山市長

公表日
令和6年7月18日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務
②事務の概要	新型コロナウィルス感染拡大の影響が残る中、電力・ガスや食料品等の価格高騰の時節の中で困難に直面している方々を支援するため、基準日住民かつ新たに世帯員全員が非課税、均等割非課税となる世帯に対し1世帯当たり10万円を給付するものである。 令和6年1月1日（住民税の課税基準日）に他市区町村に住所を有していていた者について、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。
③システムの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、中間サーバー、団体統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第1第100項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第1第100項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課　519-0195　三重県亀山市本丸町577番地　0595-84-5025

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部地域福祉課　519-0164　三重県亀山市羽若町545番地　0595-84-3311

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年6月7日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年6月7日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査	[　　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年6月1日	事後	
令和5年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年6月1日	事後	
令和5年6月29日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給するための、対象者の資格管理、支払管理、統計処理を行う。特定個人ファイルは、次の事務に使用している。 令和3年1月1日（令和3年度分住民税の課税基準日）に他市区町村に住所を有していていた者について、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。	新型コロナウィルス感染拡大の影響が残る中、電力・ガスや食料品等の価格高騰の時節の中で困難に直面している方々を支援するため、基準日住民かつ世帯員全員が非課税である世帯に対し1世帯当たり3万円を給付するものである。 令和5年1月1日（住民税の課税基準日）に他市区町村に住所を有していていた者について、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。	事後	
令和6年7月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウィルス感染拡大の影響が残る中、電力・ガスや食料品等の価格高騰の時節の中で困難に直面している方々を支援するため、基準日住民かつ世帯員全員が非課税である世帯に対し1世帯当たり3万円を給付するものである。 令和5年1月1日（住民税の課税基準日）に他市区町村に住所を有していていた者について、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。	新型コロナウィルス感染拡大の影響が残る中、電力・ガスや食料品等の価格高騰の時節の中で困難に直面している方々を支援するため、基準日住民かつ新たに世帯員全員が非課税、均等割非課税となる世帯に対し1世帯当たり10万円を給付するものである。 令和6年1月1日（住民税の課税基準日）に他市区町村に住所を有していていた者について、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。	事後	
令和6年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日	令和6年6月7日	事後	
令和6年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日	令和6年6月7日	事後	